



毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市/編集:秘書広報課
〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
法人番号:8000020132047

市役所電話(代表)
☎0422-45-1151
ホームページ
(パソコン・スマートフォン用)
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/
携帯サイト
http://www.city.mitaka.tokyo.jp/i/

今号の紙面から

令和2年度 保育園と学童保育所の
入園・入所申し込み 2面
介護予防教室「はつらつ体操」 2面
市からのお知らせ 7面から
2020年版「平和カレンダー」 8面
ふれあい乗馬体験
一東大のお馬さんに会いにいこう! 8面
生涯学習センターフェスティバル 8面

多発する \ 市内の / 自転車関連事故

交通ルールを守ることは、大切な人を守ること

昨年、市内で自転車に関連する事故は197件発生し、発生件数は多摩地区で2年連続ワースト4位でした。

1件の重大事故の裏には、事故に直結しかねない多くの交通ルール違反があります。「急いでいるから...」「自分は運転がうまいから...」など、交通ルールを守らない理由を挙げるのは簡単ですが、事故を起こしてしまったら何の言い訳にもなりません。

自転車は手軽で便利ですが、危険な事故を起こし得る「車両」です。あなたや大切な人の暮らしを守るために、運転する際は「車両を運転している」自覚をもって、安全な走行を心掛けてください。

問 道路交通課 ☎内線2883



自転車事故の
大半は
交差点での事故

図1 市内で発生した交通事故(人身)の件数 (平成30年)

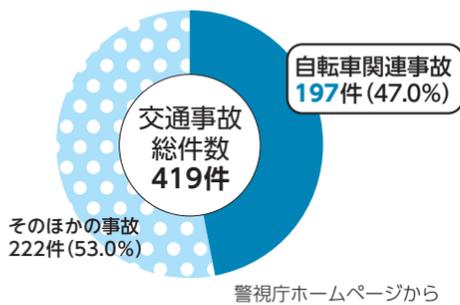
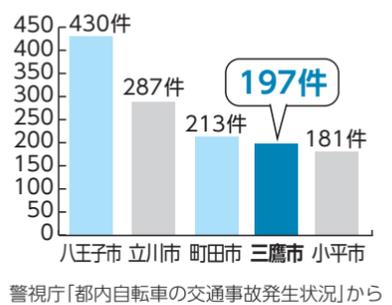


図2 都内市町村別自転車関与事故件数 (平成30年)

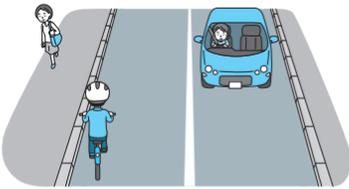


自転車安全走行 Q & A

Q 車道を走るの？歩道を走るの？

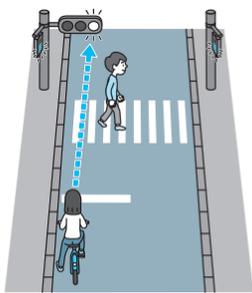
A 車道の左側を走るのが原則、右側通行は法律違反です。ただし、下記の標識がある場合や、13歳未満または70歳以上の方、体が不自由な方は、歩道の車道寄りを徐行して通行できます。その際も歩行者が優先です。歩行者は右側を歩きましょう。

自転車及び歩行者専用



Q どの信号に従うの？

A 車道を走る時は、車両用の信号に従って走行します。ただし、「歩行者・自転車専用」と表記された歩行者用信号機がある場合は、こちらに従います。



Q 子どもと一緒に走る場合は？

A 子どもを先に走らせます。子どもが後ろの場合、急いで親を追ってしまい危険です。また、乗車用ヘルメットを着用させましょう。



Q 知っておかなければならない標識は？

A 道路標識は安全な走行のために設置されているものです。次の標識は覚えておきましょう。

	一時停止 / 停止線、または交差点の手前で一時停止する		車両進入禁止 / この標識がある場所から車両は進入できない		歩行者専用道路 / 車両通行不可。通行する場合は自転車から下りる
	徐行 / 減速し、すぐに止まれる速度で走らなければならない		自転車通行止め / 自転車が通行できない道路を示す		自転車横断帯 / 交差点などで自転車が横断できる

Q 抱っこひもで自転車には乗れるの？

A 6歳未満の幼児1人を、抱っこひもなどでおんぶして走行することは可能です。抱っこの状態での運転は危険なため、認められていません。



三鷹市自転車安全講習会

正しいルールとマナーを身に付けましょう

講話や交通安全ビデオ、安全運転〇×(マルバツ)テスト、日常的にできる自転車の整備方法を紹介する講習会を年6回開催しています。受講者には「自転車安全運転証」の交付と、市立駐輪場の空き待ち時抽選の優先権が付与されるほか、TSマーク付帯保険(右記参照)の助成券(1,500円分)を配布しています。

問 市ホームページ、道路交通課 ☎内線2883へ

事故に備えて

過去には約9,500万円の賠償請求も!

TSマーク付帯保険

TSマークは、自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、加入金(1,500円程度)を支払うと貼付される印です。このマークのある自転車には、有効期限内(貼付から1年間)の事故に対して、賠償責任補償(最大1億円)と傷害補償が付きます。



Q 市内ではどんな違反が多いの？

A 市内で多いのは以下の違反です。罰金や料金の対象となるだけでなく、違法な運転を繰り返したり、事故を起こして逃げたりすると、警察官に逮捕されることもあります。

